

令和6年度 木更津市国民健康保険 事業計画（案）

令和6年3月
市民部保険年金課

目次

1. 基本方針	1
2. 主要事業	1
3. 個別の事業計画	1
(1) 収納率向上対策事業	1
① 保険税収納率向上対策	
② 資格証明書交付世帯対策	
③ 口座振替の利用促進	
④ 自主納付の促進	
⑤ 滞納者対策	
⑥ 短期保険証及び資格証明書の交付	
(2) 適用適正化対策事業	2
① 適用適正化調査の実施	
② 保険資格重複適用者対策	
③ 保険資格未適用者対策	
④ 適正な賦課	
⑤ 居所不明被保険者実態調査	
⑥ 医療制度の情報提供	
(3) 医療費適正化対策事業	4
① レセプト点検事業	
② 医療費通知	
③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進	
④ 第三者行為求償事務	
⑤ 重複服薬者及び重複受診者に対する保健指導等	
⑥ 不当利得等未収金	
(4) 保健事業	5
① 特定健康診査	
② 特定健康診査未受診者対策（委託）	
③ 特定保健指導（委託＋直営）	
④ 特定保健指導未利用者対策（委託＋直営）	
⑤ 糖尿病性腎症（DKD）及び慢性腎不全（CKD）の重症化予防	
⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防	
⑦ 重複服薬患者への保健指導	
⑧ 健康教育・健康相談	
⑨ 健康管理促進事業	
⑩ 若年期健康診査（健康推進課所管）	
⑪ 健康推進課との連携	
(5) 広報啓発事業	7
① 市広報紙「広報きさらづ」の活用	
② インターネットの活用	
③ デジタルサイネージの活用	
事項別実施計画	8

1. 基本方針

令和6年度国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目途として、次に掲げる主要事業の積極的促進を図るため事業計画を策定し、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意するものとする。

2. 主要事業

令和6年度国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率向上対策事業
- (2) 適用適正化対策事業
- (3) 医療費適正化対策事業
- (4) 保健事業
- (5) 広報啓発事業

3. 個別の事業計画

(1) 収納率向上対策事業

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、財務部収税対策室で毎年4月下旬に策定する「市税等徴収対策実施計画」に基づき実施する。

① 保険税収納率向上対策

市税等徴収対策本部による市税全般の収納率向上対策として、文書催告・自動音声電話催告を実施し更なる収納率の向上に努める。

特に、保険税現年度分の収納率向上に向け、現年度課税の優先納付を原則として、新たな年度繰越による滞納を生じることのないよう対策強化に努める。

② 資格証明書交付世帯対策

資格証明書交付世帯の増加が国民健康保険財政の圧迫の要因となっていることからこの縮減が急務となっているが、所得の減少や多重債務等により納付の意思があっても納付に結びつかない状況である。

資格証明書交付世帯に対する文書催告、休日電話催告や休日納税相談等により、滞納額の縮減に努める。また、資格異動や高額療養費、特別療養費、葬祭費等の給付業務の中で、関係各課と連携した取組を積極的に推進する。

③ 口座振替の利用促進

収納率向上に効果的な口座振替について、保険証や納付書の発送時のチラシ同封や広報きさらづへの掲載、転入による国民健康保険加入及び確定申告の手続き時の勧奨等を行う。

さらに、キャッシュカードで口座振替受付ができるPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスによる口座振替の簡略化を行い、口座振替登録の機会を増やし利用促進を図る。

④ 自主納付の促進

利便性の高いコンビニ納付やキャッシュレス納付(決済)の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知することで、自主納付の促進を図る。

⑤ 滞納者対策

担税能力、所有財産及び納税意思の見極めを行うとともに、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、差押予告書等を発付のうえ、速やかに滞納処分を執行する。

⑥ 短期保険証及び資格証明書の交付

滞納者に対しては、分割納付誓約者の納付状況を確認した上で短期保険証を交付するとともに、短期保険証の更新時における呼出納税相談や弁明書提出の機会の付与を活用して、収納率の向上に努める。

なお、納付催告、納税相談等に応じない者に対しては、税の公平負担の観点から資格証明書を交付する。

また、令和6年12月2日に保険証の発行を終了し、短期保険証及び資格証明書の発行も合わせて終了することから、その後の対応を適切に実施し、資格証明書交付対象者については、特別療養費(償還払)対象者通知を交付する。

(2) 適用適正化対策事業

① 適用適正化調査の実施

被保険者資格の適用事務は、国民健康保険事業を運営する上での基本的な事項であり、適正な資格を把握することは極めて重要であることから、10月を適用適正化強化月間と定める。

特に、世帯主が国民健康保険に加入しておらず、家族が国民健康保険に加入している世帯である擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。

② 保険資格重複適用者対策

オンライン資格確認システムを活用した国民健康保険中央会から提供される保険重複加入者リストに基づき、国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して、保険資格の異動手続きを促すものとする。

③ 保険資格未適用者対策

オンライン資格確認システムを活用した国民健康保険中央会から提供される加入勧奨ファイルを活用して、会社等を退職したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、国民健康保険加入の手続きを促すものとする。

④ 適正な賦課

市民税課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底するとともに、年度途中の転入者で未申告の者には、「国民健康保険税申告書」を送付し、適正な賦課に努める。

⑤ 居所不明被保険者実態調査

保険証、納税通知書、督促状等が返戻したときについて、該当者の台帳及び調査票を作成したうえで実態調査を実施する。実態調査の結果によっては、市民課に住民登録の職権消除の依頼を行うものとし、原則として次のような日程で調査等を実施する。

なお、必要に応じ随時、実態調査を行うものとする。

該当者台帳・調査表作成：令和6年10月



保険年金課による実態調査：令和6年11月



調査結果により台帳整理・職権消除依頼：令和6年12月

⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供

一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入することができるため各制度の説明を実施するなど、被保険者に必要な情報提供を行うものとする。

(3) 医療費適正化対策事業

① レセプト点検事業

レセプト点検については、医療機関においてレセプト請求事務の経験者及び医療事務資格の修了者等の専門職により、診療内容や資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行うものとする。

また、これらの月例事務の事後処理として、過誤調整、再審査請求、不当利得等に伴う返還請求及び第三者行為に伴う損害賠償請求を実施する。

毎年、点検効果率の目標値を設定するなど、レセプト点検業務を強化し、医療費の適正化を図る。令和6年度の目標値は点検効果率を0.10%とする。

柔道整復施術及びあんま・はり・きゅう・マッサージ療養費については、療養費支給申請書内容点検等業務委託契約を実施し、専門知識を有した者により多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因調査を実施し、患者に対する適正受診の指導に努め、また、レセプト点検を行い、過誤・不正請求の防止を徹底することにより医療費の適正化を図る。

② 医療費通知

保険者負担の動向や医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を目的に、被保険者に対して保険医療機関等の医療費通知について、1年間分の医療費を年3回に分けて通知する。

通知の内容は、「受診者氏名、診療年月、診療区分（医科入院・医科外来・医科食事・訪問看護・薬剤の別）、日数、総医療費の額、被保険者負担額及び診療を受けた医療機関等名」とする。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化が期待できることから、今後とも医療費の縮減に向け更なる利用促進を図るものとし、全年齢層の切替割合を前年度7.9%から1.0%増の8.9%を目標とする。

保険証やお薬手帳に直接貼ることができる「ジェネリック医薬品お願いシール」を保険証更新時等に配布し、被保険者の利便性等を図る。

ジェネリック医薬品を使用した場合における患者負担のメリットを示すため、利用差額通知書を年2回発送する。また、広報きさらづや市ホームページ等で啓発を行い、普及促進に向けた周知に努める。

④ 第三者行為求償事務

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費適正化に連動することから積極的に対応するため、レセプト点検員による傷病名からの調査により、第三者行為を把握する。

君津木更津医師会や救急搬送病院に対して、連絡等の協力を依頼するとともに、新聞記事等から第三者行為のレセプト把握に努める。また、広報きさらづや市ホームページ等を通じ、届出の必要性など制度の周知を図る。

⑤ 重複服薬者及び重複受診者に対する保健指導等

レセプト点検調査から同一月に同一薬効の医薬品（内服薬：薬価コード7桁目まで同一、外用薬：1～4桁目及び8桁目が同一）を投与されている「重複服薬者」及び同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する「重複受診者」を抽出し、指導通知書の送付及び保健指導等を実施し、医療費の適正化を図る。

⑥ 不当利得等未収金対策

不当利得や第三者行為による未収金については、督促や催告、電話を定期的を実施し、収納の向上に努める。また、不当利得金額が高額になる者については、積極的に保険者間調整制度を案内し、未収金となることを未然に防止する。

(4) 保健事業

木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画）（令和6年度から令和11年度まで）の保健事業計画に沿って実施する。

① 特定健康診査

- ・ 個別健康診査：6月1日から10月31日まで協力実施機関にて実施
- ・ 集団健康診査：7月から10月までの休日6回、平日1回
結核・肺がん健診、肝炎ウイルス検査等（健康推進課所管）と合同開催
- ・ J A木更津市と連携した健康診査
- ・ 短期人間ドック助成事業（特定健康診査項目を含むため）

② 特定健康診査未受診者対策（委託）

未受診者に対して、専門業者を活用し性別や年齢階層毎の特徴に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

③ 特定保健指導（委託＋直営）

メタボリックシンドロームの改善及び減少に取り組み、生活習慣病の発症リスクを抑制する。

④ 特定保健指導未利用者対策（委託＋直営）

特定保健指導未利用者に対し、休日や夜間の電話勧奨及び文書通知、家庭訪問を実施し、利用率の向上を図る。

⑤ 糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防

高額医療費となる人工透析患者の減少を目的に、主に糖尿病を起因とする糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の発症及び重症化を予防する。

- ・慢性腎臓病予防連携委員会（管内行政、医師会、地域専門医）
- ・腎臓病地域連携パスを活用した、地域医療連携
- ・腎臓病地域連携パスの交付と受診勧奨
- ・千葉県糖尿病性腎症プログラムに基づいた保健指導

⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防

医療費が高額で死亡率の高い虚血性心疾患及び要介護の原因となっている脳血管疾患の発症・重症化を予防する。また、これらの基礎疾患となる高血圧症を含む循環器疾患の発症・重症化予防をする。

- ・高血圧治療ガイドラインの「脳心血管病リスク層」をもとに保健指導を実施
- ・Ⅱ度高血圧(160/100mmHG以上)及び心電図虚血性有所見者未治療者

⑦ 重複服薬患者への保健指導

重複服薬による健康被害の防止及び医療費適正化を目的に実施する。

- ・千葉県及び木更津市の実施要領に基づき、君津木更津薬剤師会薬業会と協働して実施する。
- ・保健指導該当者の選定は、千葉県国民健康保険団体連合会からの提供リスト及び国保データベース(KDB)のレセプトから指定薬剤師3名と保健師が選定する。
- ・年1回以上報告会及び検討会を実施し、課題を共有する。

⑧ 健康教育・健康相談

被保険者の健康リテラシーの向上及び生活習慣病の発症・重症化予防を目的に実施する。

⑨ 健康管理促進事業

市役所朝日庁舎と各公民館に設置されている血圧計を活用し、日常生活において健康管理に対する認識を深めるものとする。

⑩ 若年期健康診査

30歳代の若年層(国民健康保険被保険者)から健康診査の機会を設け、生活習慣病リスクを持つ者へは保健・栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。

⑪ 健康推進課との連携

木更津市国民健康保険保健事業計画及び「第4次健康きさらづ21(健康増進計画)」は共通する事項が多いことから、市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症・重症化予防等を効果的・効率的に連携して取り組む。

(5) 広報啓発事業

国民健康保険制度に対する関心を高めるため、市広報紙やインターネット等を活用し、各種事業等の周知・徹底を図る。

① 市広報紙「広報きさらづ」の活用

「広報きさらづ」に保険コーナーを常設し、国民健康保険制度の現状や健康課題、疾病・重症化予防に関する啓発など、国民健康保険全般に関する情報提供に努める。

② インターネットの活用

市ホームページにより、国民健康保険制度の概要等についての紹介に努める。

また、特定健康診査インターネット予約の実施及びZ o o mを活用した特定保健指導の実施やA I アプリを用いた特定保健指導の実施、YouTubeで健康講座を発信(参考:「血圧下げ下げチャレンジ」「STOP!糖尿病」)など、利便性向上に努める。

③ デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージを活用し、国民健康保険事業の周知を行う。

令和6年度木更津市国民健康保険事業計画 事項別実施計画

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(1) 収納率向上対策事業	① 保険税収納率向上対策	継続	収 税 対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書催告の実施 ・ 自動音声電話催告の実施 ・ 現年度課税の優先納付 	10月・3月 通年 通年	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書催告の実施 ・ 休日電話催告や休日納税相談 ・ 資格異動や高額療養費、特別療養費、葬祭費等の給付業務の中で、関係各課と連携した取り組み 	10月・3月 通年 通年	
	③ 口座振替の利用促進	継続	収 税 対策室 保 険 年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証や納付書の発送時のチラシ同封 ・ 広報ささらづへの掲載 ・ 転入による国民健康保険加入の勧奨 ・ 確定申告の手続き時の勧奨 ・ Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスによる口座振替の簡略化 	通年 通年(3月除) 通年 随時 通年	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ納付やキャッシュレス納付(決済)の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知 	通年	
	⑤ 滞納者対策	継続	収 税 対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差押予告書等を発付のうえ、滞納処分執行 	通年	

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(2) 適用適正化対策事業	⑥ 短期保険証及び資格証明書の交付	継続	収入対策室 保険年金課	・分割納付誓約者への短期保険証交付	通年 6月・1月	
				・短期保険証の更新時における呼出納税相談や弁明書提出の機会の付与の実施 ・納付催告、納税相談等に応じない者への資格証明書交付		
	① 適用適正化調査の実施	継続	保険年金課	10月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。	10月	
	② 保険資格重複適用者対策	継続	保険年金課	国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して、保険資格の異動手続きを促す。	通年	
	③ 保険資格未適用者対策	継続	保険年金課	会社等を退職したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、国民健康保険加入の手続きを促す。	通年	
				④ 適正な賦課		

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
	⑤ 居所不明被保険者実態調査	継続	保険年金課	国民健康保険証、納税通知書、督促状等の返戻分について、該当者の台帳及び調査票を作成の上、実態調査を行い、必要に応じて、市民課に職権消除の依頼を行う。 ①該当台帳作成・調査表作成 ②保険年金課による実態調査 ③調査結果により台帳整理・職権消除	11月 11月～12月 1月	
	⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供	継続	保険年金課	一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入することができるとの各制度の説明を行う。	通年	
(3) 医療費適正化対策事業	① レセプト点検事業	継続	保険年金課	レセプト点検業務の強化を図るため、市担当職員に加えレセプト点検事務に精通した医療事務資格者等を雇用し、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行う。また、これらの月例事務の事務処理として過誤調整、再審査請求及び不当利得等に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施する。 柔道整復施術及びあんま・はり・きゅう・マッサージ療養費については、療養費支給申請書内容点検等業務委託契約を実施し、専門知	通年	

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
				<p>識を有した者により多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因調査を実施し、患者に対する適正受診の指導に努め、また、レセプト点検を行い、過誤・不正請求の防止を徹底することにより医療費の適正化を図る。</p> <p>【目標値】点検効果率 0.10%</p>		
	② 医療費通知	継続	保険年金課	<p>被保険者に対して保険医療機関等の1年間分の医療費を年3回に分けて通知する。</p>	8月・1月・3月	
	③ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックお願いシールの配布 ・広報ささらび及び市ホームページ等で啓発 ・ジェネリック医薬品利用差額通知を年2回実施 <p>【目標値】 全年齢層の切替率前年比+1% 前年度実績 7.9% 目標値 8.9%</p>	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>9月・3月</p>	
	④ 第三者行為求償事務	継続	保険年金課	<p>第三者行為の把握のため、レセプト点検員による傷病名からの発見、君津木更津医師会や救急搬送病院に対して連絡等の協力を依頼するとともに、新聞記事等から第三者のレセプト発見に努める。</p>	通年	

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(4) 保健事業	⑤ 重複服薬者及び重複受診者への保健指導等	継続	保険年金課	重複服薬による健康被害防止及び医療費適正化のため、重複・頻回受診者リスト及びレポートから該当者を抽出し、指導通知や保健指導を実施する。	通年	
	⑥ 不当利得等未収金対策	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・不当利得や第三者行為による未収金については、督促や催告、電話を定期的に実施し、収納の向上に努める。 ・不当利得金額が高額になる者については、積極的に保険者間調整制度を案内し、未収金となることを未然に防止する。 	通年	
	① 特定健康診査	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健康診査 6月1日から10月31日まで協力実施機関にて実施 ・集団健康診査 7月から10月までの休日6回、平日1回実施し、結核・肺がん健診、肝炎ウイルス検査等（健康推進課所管）と合同開催 ・J A 木更津市と連携した健康診査 ・短期人間ドック助成事業（特定健康診査項目を含むため） 	6月～10月 7月～10月	

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
	② 特定健康診査未受診者対策 (委託)	継続	保険 年金課	未受診者に対して、性別や年齢階層毎の特徴に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。	9月	
	③ 特定保健指導(委託+直営)	継続	保険 年金課	メタボリックシンドロームの改善及び減少に取り組み、生活習慣病の発症リスクを抑制する。	通年	
	④ 特定保健指導未利用者対策 (委託+直営)	継続	保険 年金課	特定保健指導未利用者に対し、休日や夜間の電話勧奨及び文書通知、家庭訪問を実施し、利用率の向上を図る。	通年	
	⑤ 糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防	継続	保険 年金課	高額医療費となる人工透析患者の減少を目的に、主に糖尿病を起因とする糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の発症及び重症化を予防する。 ・慢性腎臓病予防連携委員会(管内行政、医師会、地域専門医) ・腎臓病地域連携パスを活用した、地域医療連携 ・腎臓病地域連携パスの交付と受診勧奨 ・千葉県糖尿病性腎症プログラムに基づいた保健指導	通年	

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
	⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防	継続	保険年金課	医療費が高額で死亡率の高い虚血性心疾患及び要介護の原因となっている脳血管疾患の発症・重症化を予防する。また、これらの基礎疾患となる高血圧症を含む循環器疾患の発症・重症化予防をする。 ・高血圧治療ガイドラインの「脳心血管病リスク層」をもとに保健指導を実施する ・II度高血圧(160/100mmHg以上)及び心電図虚血性有所見者未治療者	通年	
	⑦ 重複服薬患者への保健指導	継続	保険年金課	重複服薬による健康被害の防止及び医療費適正化を目的に実施する。 ・千葉県及び木更津市の実施要領に基づき、君津木更津薬剤師会薬業会と協働して実施。 ・保健指導該当者の選定は、県国保連合会提供リスト及び国保データベース(KDB)のレポートから指定薬剤師3名と保健師が選定する。 ・年1回以上報告会及び検討会を実施し、課題を共有する。	通年	
	⑧ 健康教育・健康相談	継続	保険年金課	被保険者の健康リテラシーの向上及び生活習慣病の発症・重症化予防を目的に実施する。	通年	
	⑨ 健康管理促進事業	継続	保険年金課	朝日庁舎と公民館の血圧計を活用し、健康管理に対する認識を深めるものとする。	通年	

主要事業名	内容	新規継続の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(5) 広報啓発事業	① 若年期健康診査	継続	保険年金課	30歳代の若年層(国民健康保険被保険者)から健康診査の機会を設け、生活習慣病リスクを持つ者へは保健・栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。	6月～2月	
	① 健康推進課との連携	継続	健康推進課	木更津市国民健康保険事業計画及び「第4次健康ささらづ21(健康増進計画)」は共通する事項が多いことから、市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症・重症化予防等を効果的・効率的に連携して取り組む。	通年	
	① 市広報紙「広報ささらづ」の活用	継続	保険年金課	「広報ささらづ」に保険コーナーを常設し、国民健康保険全般にわたる関係記事を掲載し、その周知に努める。	通年	
(5) 広報啓発事業	② インターネットの活用	継続	保険年金課	・市ホームページにより国民健康保険制度の概要等の紹介に努める。 ・特定健康診査インターネット予約の実施 ・Zoomを活用した特定保健指導の実施 ・AIアプリを用いた特定保健指導の実施 ・YouTubeによる健康講座を発信(「血圧下げ下げチャレンジ」、「STOP!糖尿病」)	通年 通年 随時 随時 通年	
	③ デジタルサイネージの活用	継続	保険年金課	デジタルサイネージを活用し、国民健康保険事業の周知を行う。	随時	